

労働基準広報 2019 No.1998 7/1

CONTENTS

特別企画Ⅰ 「時間外労働等改善助成金」の活用について ————— 6
生産性を高めながら働く時間の縮減に取り組む
中小企業事業主・事業主団体を支援

(厚生労働省労働基準局労働条件政策課)

特別企画Ⅱ 令和元年度（平成31年度）「業務改善助成金」のご案内 — 12
事業場内最低賃金を30円以上引き上げて
設備投資等行った中小企業事業主を助成

(厚生労働省労働基準局賃金課)

● 弁護士 & 元監督官がズバリ解決！
～労働問題の「今」～ ————— 17

〈第59回〉働き方改革関連法④ーフレックスタイム制
清算期間が1か月を超える場合には
最終月の時間外労働の算定に注意を
改正労働基準法によるフレックスタイム制の改正内
容は、(1)清算期間の上限を3か月（改正前は1か月）
に延長する、(2)清算期間が1か月を超える場合、各
月で週平均50時間を超えた労働時間は当該月の割増
賃金の支払い対象とする、(3)清算期間が1か月を超
える場合には、労使協定の届出を義務付ける——な
どとなっている。

(弁護士・森井利和 & 特定社会保険労務士・森井博子)

● 企業税務講座 ————— 34

第100回 個人版事業承継税制
納税猶予・免除も様々な要件満たす必要あり
(弁護士・橋森正樹)

● NEWS ————— 1

(女性活躍推進法等を改正する法律が可決・
成立) 一般事業主行動計画の策定義務の拡大
等 / (法務省・留学生支援の告示改正) 大学
等を卒業・修了した者に特定活動による在留
等認める / ほか

● 労務資料 / 平成30年 賃金構造基本統計
調査結果④ ————— 42
～都道府県別の賃金～

所定内給与は32都道府県で前年上回る

(厚生労働省調べ)

● 連載 労働スクランブル³⁵ (労働評論家・飯田康
夫) — 40 ● 本誌読者アンケート — 47 ● わたしの
監督雑感 山梨・甲府労働基準監督署副署長
井上征也 — 54 ● 編集室 — 56

アンケートへのご協力をお願い致します(47ページ)

労務相談室

回答者

外国人 [外国人を雇用する場合] 社会・労働保険の適用は ————— 48 特定社労士・藤岡衣里子
労働基準法 [計画年休の協定締結時点では年休ない者] 計画年休の対象としたい — 50 弁護士・田島潤一郎
労働基準法 [宿日直勤務者の人手が足りない] 管理監督者も勤務可能か ————— 52 弁護士・山口毅

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内